

負担限度額認定（食費・居住費の軽減）の申請について

介護保険の施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設）及び短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）を利用するときの食費と居住費は、利用者が全額自己負担することとなっております。

ただし、一定の低所得要件を満たした場合、所得に応じた限度額が設けられており、食費と居住費が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要となるため、以下の要件を満たす方は申請をしてください。

※有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者住宅、デイサービスには適用されないため、これらの施設を利用されている方は申請の必要はありません。

■該当要件

利用 者 負担段階	該当となる収入等要件		預貯金等 資産要件	
第1段階	生活保護受給者※1			
	町民税非課税である老齢福祉年金受給者		単身	1,000 万以下
第2段階	が 世帯員 町民税 非課税 及び 配偶者	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金※2収入額の合計が 80 万以下	夫婦	2,000 万以下
		前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金※2収入額の合計が 80 万超 120 万以下	単身	650 万以下
第3段階①		前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金※2収入額の合計が 80 万超 120 万以下	夫婦	1,650 万以下
第3段階②		前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金※2収入額の合計が 120 万超	単身	550 万以下
			夫婦	1,550 万以下
			単身	500 万以下
			夫婦	1,500 万以下

※1 生活保護受給者は預貯金等の要件がありません。

※2 非課税年金の主な種類としては、障害年金や遺族年金があります。

■申請に必要な書類

●負担限度額認定申請書 ●同意書

●本人と配偶者の預貯金通帳等、資産の金額が分かる書類のコピー（詳しくは裏面を参照）（通帳は最新の情報を記帳し、直近3ヶ月前までの残高が分かるようにしてください。）

※原本をお持ちいただいた場合、役場でコピーを取ります。

■一日あたりの基準費用額及び負担限度額

利用 者 負担段階	食 費		居 住 費				
			ユニット型		従来型個室		多床室
	施 設 サービス	ショールーム ス テ イ	個室	個室的多床室	特養等	老健、 医療院等	
基準費用額	1,445 円	1,445 円	2,066 円	1,728 円	1,231 円	1,728 円	特養等 915 円 老健等 437 円
第1段階	300 円	300 円	880 円	550 円	380 円	550 円	0 円
第2段階	390 円	600 円	880 円	550 円	480 円	550 円	430 円
第3段階①	650 円	1,000 円	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円
第3段階②	1,360 円	1,300 円	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円

負担限度額認定の申請に必要な添付書類について

■預貯金等の資産の例及び必要な添付書類

資産の種類	審査 対象資産	添付書類など
預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し） ※下記が確認できる部分の写し ①金融機関名・支店・口座番号・名義が分かる部分（見開きのページ） ②最新の残高が分かる部分（申請する前に記帳し、直近３ヶ月前までの残高が確認できるようにしてください。）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金（タンス預金など）	○	自己申告 （申請書に金額をご記入ください。）
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	借用証書など
生命保険	×	
自動車	×	
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	×	

■問い合わせ先

〒039-0198

青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43番地

三戸町役場 健康推進課 高齢者支援班

TEL：0179-20-1153 FAX：0179-20-1105